

旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法，試験，進級等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法，試験，進級等取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法，試験，進級等取扱規程（平成16年旭医大達第65号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(試験の受験資格等) 第4条 定期試験は，各授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければ受験することができない。ただし，授業科目担当教員等が教育上有効と判断した場合は，出席時間数を別に定めることができるものとし， <u>シラバス</u> に明示するものとする。	(試験の受験資格等) 第4条 定期試験は，各授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければ受験することができない。ただし，授業科目担当教員等が教育上有効と判断した場合は，出席時間数を別に定めることができるものとし， <u>履修要項</u> に明示するものとする。
2 特別の理由により所定の出席時間数に達しない者で，授業科目担当教員等がその理由を認めた場合は，受験することができる。 (成績の評価)	2 特別の理由により所定の出席時間数に達しない者で，授業科目担当教員等がその理由を認めた場合は，受験することができる。 (成績の評価)
第5条 成績の評価は，第3条に定める試験のほか，授業への出席状況等を考慮し授業科目担当教員等が行うものとする。	第5条 成績の評価は，第3条に定める試験のほか，授業への出席状況等を考慮し授業科目担当教員等が行うものとする。
2 授業科目担当教員等は，授業科目ごとに成績の評価基準を定め， <u>シラバス</u> に明示するものとする。	2 授業科目担当教員等は，授業科目ごとに成績の評価基準を定め， <u>履修要項</u> に明示するものとする。
(略)	(略)
(留め置かれた者の再履修等)	(留め置かれた者の再履修等)
第9条 前条の規定により原級に留め置かれた者の単位修得を認定さ	第9条 前条の規定により原級に留め置かれた者の単位修得を認定さ

れなかった授業科目は、原級に留め置かれた学年において再履修しなければならない。

2 第4学年で進級できなかった者は、臨床実習序論を新たに履修し、及びCBTを受けなければならない。なお、臨床実習序論及びCBTは、臨床実習Ⅰを開始した年度に履修したものを最終の成績として認定する。

3 臨床実習Ⅰの単位修得が認定されなかった者は、臨床実習Ⅱの履修を中断しなければならない。ただし、臨床実習Ⅰの単位認定結果が確定するまでの間に履修した臨床実習Ⅱにおける各診療科等の評価については、新たに履修する臨床実習Ⅱの当該診療科等の評価とすることができる。（新設）

（略）

附 則

この規程は、令和8年6月10日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

【改正理由】

臨床実習に係る取扱いを明確化するとともに、システム導入に伴い所要の改正を行うものである。

れなかった授業科目は、原級に留め置かれた学年において再履修しなければならない。

2 第4学年で進級できなかった者は、臨床実習序論を新たに履修し、及びCBTを受けなければならない。なお、臨床実習序論及びCBTは、臨床実習Ⅰを開始した年度に履修したものを最終の成績として認定する。

（略）